

## 新潟県条例第22号

新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例  
新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（平成29年新潟県条例第46号）  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、 <u>同項第2号</u> に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、 <u>同項第1号</u> に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。